



ぶなの森 ニュース 2016年9月号



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★低炭素杯2017について（環境省より）

環境省では、全国各地の温暖化防止活動を表彰する「低炭素杯」に参加する団体の募集を開始しています。「低炭素杯」は、全国の市民・企業・学校・自治体などの多様な主体が取り組む個性的な温暖化防止の活動を、市民や他の活動団体に発表することにより、取組のノウハウや情報を互いに共有し、さらなる活動に向けて連携や意欲を創出する「場」となることを目指しています。「低炭素杯2017」では、さかなクンをアンバサダーに迎え、環境大臣賞や各企業賞等により、次世代に向けて低炭素社会の構築を目指す全国各地の低炭素活動を表彰する予定です。（<http://www.env.go.jp/press/102821.html>）

★山の日について（内閣府より）

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第43号）が施行され、平成28年から、8月11日は、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として、国民の祝日「山の日」となりました。わが国は国土の約7割を変化に富んだ山地が占める「山の国」です。日本人は古くから山を崇め、森の恵みを享受し、自然とともに生きてきました。この美しく豊かな自然を守り、次世代へ引き継ぐことを銘記するため、「山の日」が制定されました。8月11日には、長野県松本市上高地及び松本市内において、第1回「山の日」記念全国大会が開催されました。（<http://www8.cao.go.jp/chosei/shukuiitsu/gaiyou.html>）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



持続可能な開発目標(SDGs)達成状況

持続可能な開発目標 (SDGs) の達成状況を評価

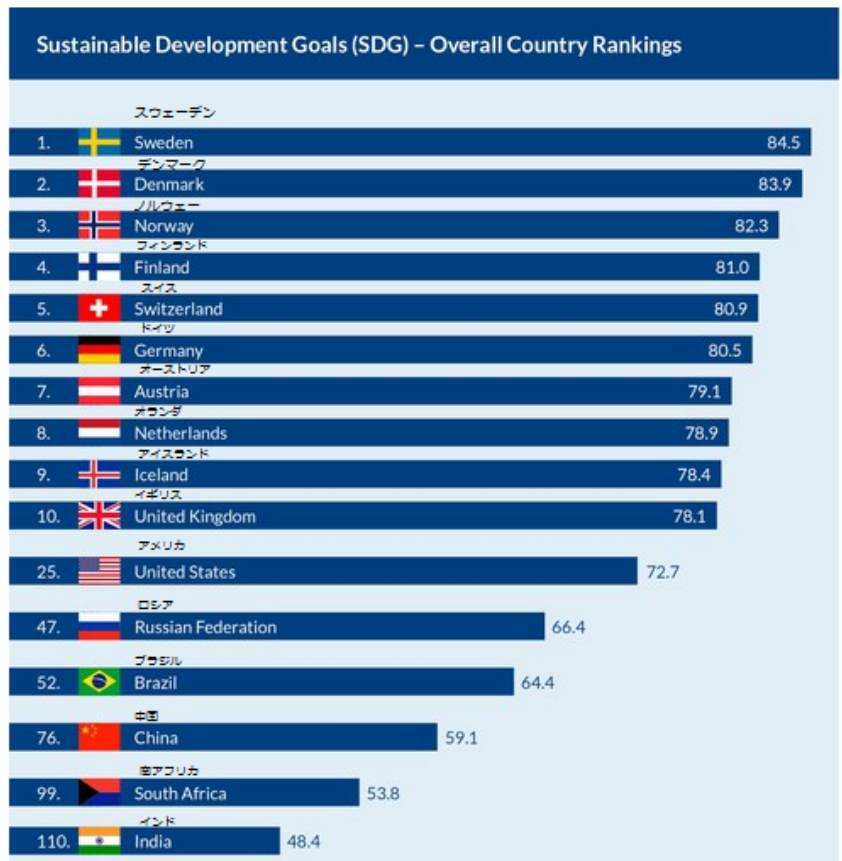
ドイツ最大の財団であるベルテルスマン財団は、国連持続可能な開発目標 (SDGs) で定める2030年までの達成目標に向け、各国の状況をまとめた報告書「SDG INDEX & DASHBOARDS」を発表しました。SDGsの17目標の達成状況を、各国に関する公開データをもとに、「SDG Index」と名付けられた評価体系により数値化した世界初の試みです。国連加盟193ヶ国のうち、149ヶ国について、ランキングや各目標の達成度を発表しています。

各国の取り組みと進捗具合を映す鏡としてのランキング

SDG Indexランキングの上位は、1位スウェーデン、2位デンマーク、3位ノルウェー、4位フィンランドと、北欧諸国が占めています。G7の中では、ドイツとイギリスのみが上位10位に入りました。日本は18位、アメリカは25位、新興国では、ロシア47位、中国76位、インド110位となりました。

全ての目標を達成している国はまだないことがわかり、18位の日本は、17項目中、「質の高い教育」「きれいな水と衛生」「産業、技術革新、社会基盤」の3項目では目標達成を示しました。一方、「貧困撲滅」「ジェンダー平等」「誰もが使えるクリーンエネルギー」「気候変動へのアクション」「海洋資源の保護」「陸上資源の保護」「目標達成に向けたパートナーシップ」の7項目は、目標達成まで程遠いという評価となっています。

こうした評価をすることにより、SDGs実現に向けた各国の進捗状況を比較し、他国の先進的な取組を参考にすることが可能となります。2030年までの国際開発目標の達成に向け、先進国・開発途上国共に、自国の課題に取り組むことが望まれます。



※ Bertelsmann Stiftung HPより。上記スコアはSDG Indexにより149か国を評価した総合ランキングであり、100が最高スコアとなっています。

出典： Bertelsmann Stiftung “SDG INDEX & DASHBOARDS” https://www.bertelsmann-stiftung.de/fileadmin/files/BSt/Publikationen/GrauePublikationen/SDG_Index_Dashboard_full.pdf (アクセス日:2016年8月19日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



自然資本プロトコルについて

自然資本プロトコル発行の背景

自然資本とは、企業活動や社会生活に不可欠な水、土壌、鉱物、大気、動植物、それら全体としての生態系や生物多様性などのことです。近年、環境破壊や人口増加などを背景に、自然資本の有限性が認識され始めています。経済活動における自然資本の適切なマネジメントを求める声を受け、自然資本分野における国際基準作りを進める自然資本連合（NCC）が、2016年7月13日に「自然資本プロトコル（Natural Capital Protocol）」の初版を発行しました。

自然資本プロトコルの概要

「自然資本プロトコル」では、経営の中に自然資本マネジメントを取り入れるための標準的な考え方と手順がまとめられています。手順は、目標設定、アセスメント対象設定、影響測定、実行など一連のプロセス全体に渡っています。事業活動が環境に与える影響だけでなく、自然資本が事業活動に与える影響や依存度などにも焦点を当てている点が、プロトコルの特徴です。

◆「自然資本プロトコル」の4つのステージと9つのステップ



「自然資本プロトコル」を補完する文書として、業種ごとの手引書となる「セクターガイド」も同時に発行されており、アパレル業界と食品・飲料業界の2業界が発行されました。今後、他業界のセクターガイドも発行される予定です。また、プロトコル発行に先立ち、企業が試験導入を行うパイロット運用も行われ、コカ・コーラ、ロシュ、ネスレ、シェルなどがパイロット運用に参加しました。

出典：Natural Capital Coalition <http://naturalcapitalcoalition.org/>
NATURAL CAPITAL PROTOCOL PRINCIPLES AND FRAMEWORK
http://naturalcapitalcoalition.org/wp-content/uploads/2016/07/Framework_Book_2016-07-01-2.pdf
(アクセス日:2016年8月18日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPO リスクアマネジメント作成)

ESG投資

近年、企業の財務情報のみならず、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮して中長期的な企業成長と企業価値の創造を意識して投資を行う、ESG投資への関心が高まっています。ESG投資では、気候変動や生物多様性、水資源等の環境問題への取り組み、株主・顧客・従業員・地域社会等の社内外のステークホルダーとの関係性、コーポレートガバナンスやコンプライアンス等への取り組みといった、財務諸表の数値にあらわれない非財務情報も含めて投資先の評価を行い、投資判断を行います。厚生年金と国民年金の積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）では、ESGへの取り組みを強めることを表明しています。

ワシントン条約

1973年に採択されたワシントン条約（正式名称「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」）は、野生動植物の国際取引の規制を、輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的としています。2016年3月末時点で、世界181ヶ国及び欧州連合(EU)が締約しています。日本は1980年11月に締約国となり、国内において「種の保存法」を制定し、違法な象牙などの国内取引を防止する管理制度を創設するなど、その適切な運用に取り組んでいます。今年9月に南アフリカで開催される第17回締約国会議では、絶滅危惧種に指定されているニホンウナギの国際取引が、同条約によって規制されるか注目されています。

世界適応ネットワーク

地球温暖化による被害を軽減するには、「緩和」と「適応」の対策を車の両輪のように進めていく必要があります。「適応」は、温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減や、省エネや再生可能エネルギー導入などの緩和に力を入れても避けられないさまざまな影響を、自然や社会のあり方を調整することにより軽減していく対策のことです。

「世界適応ネットワーク」（Global Adaptation Network：GAN）は、気候変動への「適応」策を世界全体で進めていくために、国連環境計画（UNEP）の提唱を受けて発足しました。適応に関する知見を共有することで、脆弱なコミュニティや生態系、経済を気候変動に適応できるようにする支援などを目的としています。アジア太平洋、中南米・カリブ、アフリカ、西アジアに地域ネットワークがあります。

ぶなの森ニュース

2016年9月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 0120-69-5432

（クライアントサービス第二部）

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%（税抜1.50%）**を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ **監査費用**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用※**

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。